# 緊急要望書

[平成30年10月22日の大島大橋の事故対策について]

平成 30 年 11 月 2 日

山 口 県

# 大島大橋損傷に係る緊急要望

10月22日、本県周防大島町と柳井市を結ぶ大島大橋に外国船籍貨物船が接触し、橋梁の損傷に加え、水道管や光ケーブル等の切断、脱落という甚大な被害をもたらした。

これにより、大島大橋は片側交互通行、大型車両の通行規制により、通勤・通学や生活移動の制限をはじめ、生活物資等の不足を招いている。また、水道については、町全域で給水不足となり、復旧の目途も立たない状況にある。さらに、農水産物などの出荷が滞り、観光施設、宿泊施設、商業施設等は休業や営業の制限を余儀なくされるなど、周防大島町の経済、社会活動は大きな打撃を受けている。

国においては、こうした深刻な事態を御賢察いただき、周防大島町が一刻 も早く平常の生活を取り戻すことができるよう、大島大橋の復旧対策、今後 の災害・事故への対応、損害賠償請求に対する円滑な損失補償などの措置が 速やかに講じられるよう、各段の御配意をお願いします。

平成30年11月2日

嗣 村 出 政 山口県知事 俊学 居 山口県議会議長 柳 木 巧 椎 周防大島町長 荒 川政 義 周防大島町議会議長

#### 1 大島大橋の復旧対策について

周防大島と本土を結ぶ唯一の架橋である大島大橋は、この度の損傷によって、通行止めや通行制限をせざるを得ず、島民生活に危機的な影響を及ぼしており、一刻も早い全面復旧が喫緊の課題であり、復旧作業が非常に急がれる。

現在、県において復旧対策を実施しているところであるが、これに当たっては、国の高度な知見が不可欠であり、技術的な支援をお願いしたい。また、修復後においても、大島大橋の架設後の経過年数も考慮すると、今回の損傷も踏まえた抜本的な補強対策等を併せて検討する必要がある。このような恒久的な対策についても、国からの財政的・技術的な支援を要請する。

## 2 災害や事故に備えた対応について

## 〇 既設送水管を代替する給水設備等の確保について

周防大島町への給水は、大島大橋に添架した 450mm 送水管のみであることから、災害や事故により当該送水管が破断した場合、周防大島町全域の家庭が断水する。

このため、既設の送水管に加えて第二の送水管の開設や周防大島町内での非常用の第二水源の確保について検討をすることとしており、国に対して、それらの整備に関する補助制度の創設など財政的な措置を含めた支援を要請する。

# 〇 伊保田港の拡充について

大島大橋の損傷によって、陸路による人員や物資の輸送が困難な状況になっているため、フェリーが着岸できる唯一の港である、伊保田港において、生活に必要な物資等の輸送を行っている。

しかし、現状の港湾施設では、大型フェリーの着岸ができないため、増 便数が限られており、その代替効果は限定的となっている。

ついては、災害時の物流体制を確保するため、大型フェリーの着岸が可能となる港湾施設等の整備について、財政的な支援を要請する。

## 〇 緊急時におけるフェリー等の機動的な活用について

国において、緊急時に人員や物資の輸送に用いることができるフェリー 等の情報の収集と自治体等への迅速な情報提供を要請する。

また、災害や橋の事故等の緊急時において、定期運航しているフェリー等の機動的な活用が可能となる海上運送法の弾力的運用を要請する。

## 3 加害船に対する損害賠償請求等に関する支援について

加害船に対する損害賠償請求については、当該加害船が外国船籍であることに加え、請求内容についても、橋梁の復旧等に係る県からの請求、水道管の復旧等に係る柳井地域広域水道企業団からの請求、島内での給水やフェリー便の確保等に係る周防大島町からの請求、さらに、農業、畜産業、漁業、観光業、商業等の民間事業者からの請求など、極めて広範囲にわたると想定されることから、請求手続きを迅速かつ円滑に進める上で、国の関係機関による助言、情報提供等の支援を要請する。

## 4 被害農家・漁家や中小企業への支援措置について

農家や漁家では、通行制限による販売への影響を受け、特にみかん農家では観光農園の営業が困難になっており、経営安定対策を図る必要がある。また、観光施設、宿泊施設、商業施設等の来客者数の大幅減や原材料の不足により、中小企業の経営の安定に支障が生じていることから、これらについて、激甚災害等に準じた国の支援措置を要請する。

#### 法 務 省

#### 1 加害船に対する損害賠償請求等に関する支援について

加害船に対する損害賠償請求については、当該加害船が外国船籍であることに加え、請求内容についても、橋梁の復旧等に係る県からの請求、水道管の復旧等に係る柳井地域広域水道企業団からの請求、島内での給水やフェリー便の確保等に係る周防大島町からの請求、さらに、農業、畜産業、漁業、観光業、商業等の民間事業者からの請求など、極めて広範囲にわたると想定されることから、請求手続きを迅速かつ円滑に進める上で、国の関係機関による助言、情報提供等の支援を要請する。

#### 外 務 省

## 1 加害船に対する損害賠償請求等に関する支援について

加害船に対する損害賠償請求については、当該加害船が外国船籍であることに加え、請求内容についても、橋梁の復旧等に係る県からの請求、水道管の復旧等に係る柳井地域広域水道企業団からの請求、島内での給水やフェリー便の確保等に係る周防大島町からの請求、さらに、農業、畜産業、漁業、観光業、商業等の民間事業者からの請求など、極めて広範囲にわたると想定されることから、請求手続きを迅速かつ円滑に進める上で、国の関係機関による助言、情報提供等の支援を要請する。

#### 厚生労働省

## 1 既設送水管を代替する給水設備等の確保について

周防大島町への給水は、大島大橋に添架した 450mm 送水管のみであることから、災害や事故により当該送水管が破断した場合、周防大島町全域の家庭が断水する。

このため、既設の送水管に加えて第二の送水管の開設や周防大島町内で の非常用の第二水源の確保について検討をすることとしており、国に対し て、それらの整備に関する補助制度の創設など財政的な措置を含めた支援 を要請する。

#### 農林水産省

## 1 被害農家・漁家への支援措置について

農家や漁家では、通行制限による販売への影響を受け、特にみかん農家では観光農園の営業が困難になっており、経営安定対策を図る必要があることから、激甚災害等に準じた国の支援措置を要請する。

#### 中小企業庁

## 1 中小企業への支援措置について

観光施設、宿泊施設、商業施設等の来客者数の大幅減や原材料の不足により、中小企業の経営の安定に支障が生じていることから、激甚災害等に準じた国の支援措置を要請する。

#### 国土交通省

## 1 大島大橋の復旧対策について

周防大島と本土を結ぶ唯一の架橋である大島大橋は、この度の損傷によって、通行止めや通行制限をせざるを得ず、島民生活に危機的な影響を及ぼしており、一刻も早い全面復旧が喫緊の課題であり、復旧作業が非常に急がれる。

現在、県において復旧対策を実施しているところであるが、これに当たっては、国の高度な知見が不可欠であり、技術的な支援をお願いしたい。また、修復後においても、大島大橋の架設後の経過年数も考慮すると、今回の損傷も踏まえた抜本的な補強対策等を併せて検討する必要がある。このような恒久的な対策についても、国からの財政的・技術的な支援を要請する。

## 2 伊保田港の拡充について

大島大橋の損傷によって、陸路による人員や物資の輸送が困難な状況になっているため、フェリーが着岸できる唯一の港である、伊保田港において、生活に必要な物資等の輸送を行っている。

しかし、現状の港湾施設では、大型フェリーの着岸ができないため、増 便数が限られており、その代替効果は限定的となっている。

ついては、災害時の物流体制を確保するため、大型フェリーの着岸が可能となる港湾施設等の整備について、財政的な支援を要請する。

## 3 緊急時におけるフェリー等の機動的な活用について

国において、緊急時に人員や物資の輸送に用いることができるフェリー 等の情報の収集と自治体等への迅速な情報提供を要請する。

また、災害や橋の事故等の緊急時において、定期運航しているフェリー等の機動的な活用が可能となる海上運送法の弾力的運用を要請する。

#### 運輸安全委員会

## 1 加害船に対する損害賠償請求等に関する支援について

加害船に対する損害賠償請求については、当該加害船が外国船籍であることに加え、請求内容についても、橋梁の復旧等に係る県からの請求、水道管の復旧等に係る柳井地域広域水道企業団からの請求、島内での給水やフェリー便の確保等に係る周防大島町からの請求、さらに、農業、畜産業、漁業、観光業、商業等の民間事業者からの請求など、極めて広範囲にわたると想定されることから、請求手続きを迅速かつ円滑に進める上で、国の関係機関による助言、情報提供等の支援を要請する。

#### 海上保安庁

## 1 加害船に対する損害賠償請求等に関する支援について

加害船に対する損害賠償請求については、当該加害船が外国船籍であることに加え、請求内容についても、橋梁の復旧等に係る県からの請求、水道管の復旧等に係る柳井地域広域水道企業団からの請求、島内での給水やフェリー便の確保等に係る周防大島町からの請求、さらに、農業、畜産業、漁業、観光業、商業等の民間事業者からの請求など、極めて広範囲にわたると想定されることから、請求手続きを迅速かつ円滑に進める上で、国の関係機関による助言、情報提供等の支援を要請する。